

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年^{内閣}農林水産省^閣令第十六号）

改正案	現行
<p>（削る）</p> <p>（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）</p> <p>第八十三条（略）</p> <p>（農林中央金庫の業務に係る禁止行為）</p> <p>第八十四条（略）</p> <p>（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）</p> <p>第八十五条 法第五十九条の二の二第一項の主務省令で定める業務は、農林中央金庫が営むことができる業務（次条において「農林中央金庫関連業務」という。）とする。</p> <p>（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）</p> <p>第八十五条の二 農林中央金庫は、農林中央金庫、農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は子金融機関等（法第五十九条の二の二第二</p>	<p>第八十三条 削除</p> <p>（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）</p> <p>第八十四条（略）</p> <p>（農林中央金庫の業務に係る禁止行為）</p> <p>第八十五条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う農林中央金庫関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録

2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3 第一項の「対象取引」とは、農林中央金庫、農林中央金庫代理業

者又は子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う農林中央金庫関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第一百十二条 法第八十一条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 農林中央金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

二 農林中央金庫代理業者に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

ホ (略)

二〇五 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第一百十二条 法第八十一条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 農林中央金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

二 農林中央金庫代理業者(法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。)に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

ホ (略)

二〇五 (略)